

小値賀町議会第二回臨時会は、平成二十一年八月七日午前九時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	中山道
副町長	中村敏章
会計管理者	大黒泰三
総務課長	谷良一
財政課長	西村久之
住民課長	中西一也
建設課長	中川裕也
産業振興課長	升水信司
産業振興課専門幹	吉元勝
教育次長	蛭子晴市
農業委員会事務局長	尾崎孝三
診療所事務局長	尾野英昭

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	熊脇一也
議会議務局書記	松永清美

五、議 事 日 程

小値賀町議会第二回臨時会

平成二十一年八月七日（金曜日）

午前九時三十分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員 ・ 宮崎良保議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第四〇号 小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意について

午前九時三十分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十一年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・松永勇治議員、一番・宮崎良保議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日より一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より一日間に決定しました。

日程第三、議案第四〇号、小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四〇号、小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意について、ご説明いたします。

特別養護老人ホーム「養寿園」につきましては、昭和六十三年度に鉄筋コンクリート造り三十床で新築し、平成八年度に

ショートステイ八床を、平成十一年度に十床を増築しており、開設当初から、ホームの運営を佐世保市の社会福祉法人「博仁会」に委託してまいりました。

平成十二年度から介護保険制度が始まり、平成十八年度に指定管理者制度を導入、平成十八年度から二十二年度までの管理委託契約を結んでいるところでございます。

介護保険制度により、安定的な運営ができるようになる中で、高齢者福祉の更なる向上を図る観点から、また、小値賀町の行政改革の方針である、「民間にできることは民間に委ねる」観点から、建物の移譲についての検討をしております。

民間移譲についての検討委員会を設置し、検討する中で、養寿園を中心に町内で新しい社会福祉法人を設立したものに無償譲渡することが望ましいという答申をいただいたところでございます。

新しい社会福祉法人の設立については、基本的要件として、一億円以上の基本財産を有する必要がありますが、認可申請の際は、確実に移譲するという確約がある場合、その確約を持って基本財産とみなすことができるという県の担当部局の説明がありました。

そこで、本案の議決を持って財産移譲の確約とするために本議会に提案するものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、無償譲渡については同意したいと思いません。

これは、社会福祉の観点から言ってもそうすべきじゃないだろうかというふうに考えております。

ただですね、無償譲渡をすと言っても、その後の運営面と言いますかね、例えば、何て言いますかね、この前、『答申書』がありましたんですけど、その中で建物が老朽化する中、いろいろな経費が増加してくると、この中で、町の方としても支援していただきたいと、まあ「支援」というのは、私が考えるには、これ「助成金」だろうと思うんですけども、この助成金をひとつ考えているのは、無償譲渡した上に、この助成までするとは如何なものかというふうな、一部の町民の声を

聴いておりますので、今ちよつと質問しておるわけなんですけども、その件については、どのように思われますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

確かに、譲渡に関する検討委員会におきましては、そういう意見も出しましたが、基本的には介護保険制度で十分に安定した経営ができるというふうに考えております。また、社会福祉法人というものは、そう簡単に自治体に補助金を要請するようないかならないようになっております。

そういった中では、よほど入所者がまったく半数以下に減るとか、そういった厳しい状況じゃないと、そのように助成を出すような状態にならないというふうに考えております。

また、施設の老朽化につきましては、十分、現段階でも手を入れながらやっております、経営に関しても、その分の積み立てを十分しながら実際に経営をやっておりますので、そう簡単にですね、助成金を出すような状況にはならないというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） そのような努力をされたらよろしいかと思しますので、その件については解りました。

これとは別にですね、「覚書」とか、「念書」とか、そういったものをとってですね、後々残しておく必要があるんじゃないかなろうかと考えておるんですけども、例えば、私は、最低限ですね、「第三者に譲渡してはならない。」とか、「貸与してはならない。」とか、そういった一項目をやっぱり付けなくちゃいけないかなあというふうに考えておるんですけど、その件に関しては如何ですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

浦議員のおっしゃるように、「覚書」というものをきちんと今後交わす予定にしております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 今後、そういった「覚書」を交わすということであれば、大体の案があるかと思えますけども、その案を、今日お示ししていただくというわけにはいけないんでしょうけども、大体どのようなことが予想されますかね？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） まだ完全に出来上がってるわけではございませんが、譲渡の条件等につきましては、基本的には、現在の経営状況を維持するために入所者が一番戸惑わないように、現在の入所者が戸惑わないようにすること。それと、現施設等の職員の状況が基本的には継続されること。あと、社会福祉法人を解散するときの、残余財産の処分に関すること等を、「覚書」の中で明確にしていきたいと思えます。

また、抵当権の設定等につきましても、事前に町の方に、その情報をいただくようなこと等も含めて「覚書」を交わしたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 先ほどですね、住民課長は、「支援」と言いますか、「そういったのは町の方から出すようなことはありません。」というふうに言われましたんですけども、そうであればいいんですけども、例えば、まあ「需要」という言い方で言ったらおかしいですけども、今、養寿園には待機する人が多いわけですたいね。だから、これが何年がピークになってというのは私よく判りませんが、判ればそれと、それから、だんだん高齢化していく反面、人口が減っていくんで、ある程度ピークを過ぎたら、そういった入る人たちが少なくなってくるのかなあと思います。

そうした場合に、やっぱり運営上、ちよつと差し支えが出てくるんじゃないかなあと思いますけども、先ほど、課長が「町の方からは支援はしなくてもいいようになってる。」というふうなことであるんですけども、私としては、やっぱりそこ辺りが社会福祉、或いは老人の方にですね、そういった不安を与えたらいけないから、やっぱりある程度は、将来は町の方としても、そういった支援をしていかなければいけないんじゃないかなあかというふうに心配をしております。

それで、やっぱりそうなってくる場合はですね、町の方からですね、誰か『指導・監督』と言いますかね、そういったふうなことをするような人が要るんではなからうかと、極端に言ったら、その中に入って、運営に携わるといふふうなことはできないのかなあ、そこ辺りもちよつと教えていただきたいと思えますけども…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

浦議員のおっしゃるように、理事なり監事なりに、そういったある行政関係、若しくは議会関係のそういった肩書きの人

が入ること自体は、「適当ではない。」というふうには社会福祉法人の基本的な作り方の中では書かれております。まあ「まったくできない。」という表現ではなくて、「適当ではない。」と、「望ましくない。」と、そういう表現になっておる状況です。その辺につきましては、まだ博仁会さんの方と、今、申し入れ等もしておりますので、今後、向こうの方の意見等を調整しながら、最終的なことになろうかと思えます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 「好ましくない。」というふうな答弁でございましたけども、「好ましくない。」ということは、まあ「否定するものではない。」というふうには私解釈したんですけども、先ほどから私言ってますように、やっぱり町から一人ぐらいはですね、もう目の届くような人をその中においていただいて、やっぱり指導という観点から、小値賀町の大切な社会福祉の一面からですね、そういったことは必要ではないかというふうには考えておりますので、そこら辺りをもう一度、どのように捉えておるのか、判る範囲内でお聞かせ願いたいと思えます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏）

再開します。

町長（山田憲道）

お答えいたします。

小値賀のですね、高齢者というのは、年齢が大分高くあるようでございます。

一応、養寿園の方に譲渡委託というふうになってもですね、小値賀のもう本当に大事な施設でありますし、やはり町民が一番、高齢者の方が迷惑がかかるようなことはまずしないだろうとは思っておりますが、ただ、軽微な修理等ではですね、今の段階では多分、自分たちのことは自分でするでしょうし、ただ大規模なですね、改修とかいろいろの場合については、町民が一番もう大切な施設ということでございますので、その点については、町の補助金もですね、町の負担金もあり得るんじゃないかと、それは今の段階では判りませんが、そういう考えではおります。

議長（横山弘藏）

もう一つ、もう一つ。理事の中に町の関係者を…。

町長（山田憲道）

失礼しました。

—	休憩	午前	九時	四十二分	—
—	再開	午前	九時	四十三分	—

町 長

従来ですね、博仁会のときから歴代の町長が理事の方になってたという観点からですね、私は、立ち上げるまでは、立ち上げの二・三年間ぐらいまでは、やはりちゃんと町の方からも、まあ「介入」というのはおかしいんですが、理事としておった方がいいんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 私としては、原則的にはこの無償譲渡については、同意するというふうな考えは変わっておりません。最初言ったとおりですね…。

ただ、私も六十過ぎまして、そのうち養寿園にお世話になろうかというふうなこともあるかと思っておりますので、やっぱり一町民として不安があったわけでございますので、そういったことを質問したわけです。

まあ、そういうことでございますので…。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 浦議員の関連でご質問させていただきます。

一応ですね、この前、全協の折、議会としての意思を、向こうの相手方の会社に、社会福祉法人に伝えてくれるということでした。その中に、二つ条項があります。一つは、「副町長を入れること。」と、理事の中にですね。それで、もう一つは、「公認会計士等を監事として入れてほしい。」ということですよ。

それを入れる理由はですね、社会福祉は、小値賀町の大きな一翼を、今後高齢化が進むに連れてですね、一翼を担うこと。そしてそのために、養寿園の存続・存立は非常に小値賀町の町政にとっては、大きな問題であるということですよ。

それで二つ目にですね、公有の財産を無償で譲渡すると、そういう大きな二つの理由でですね、社会福祉法人の経営については、非常に我々も関心があるということですよ、議会としては、多数決で一応そういう申し入れをするということになりました。

その辺の返答は、向こうの方から来たんでしょうか？

議長（横山弘藏） 住民 課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

『申し入れ』は全協の後、やったんですけれども、まだ向こうの方の手続き、公印等もありますし、向こうの方から返事

はいただいております。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 今言ったとおりですね、非常に重要な案件でありますので、これは町長にお伺いしますけれども、今後、そういう折衝と言うかですね、継続的にやっていくのかどうか、そのお気持ちだけお伺いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一応、養寿園さんの方にはですね、議会の意見というようなことで、一応『文書』で出してあります。そういうことで、「もう少し時間をほしい。」というふうに言われておりますので、あんまり時間がかからないうちにですね、今度は『文書』で返事をいただくというふうになっておりますので、そのときにはまた皆様方にお知らせをしたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 一応『文書』で回答するということですので、それはそれで結構ですけども、もし、この二つですね、こちらの議会としての意思が通らなかった場合には、どういう形に、まあそのままになるんでしょうかね。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一応、議会の全協で決められたことに対しては、私、これが町民の総意だというふうに思っておりますし、今、養寿園は検討委員会、それから評議員会は作らずに真っ直ぐですね、理事会を作るというようなことを聞いておりますので、それはあまりにも乱暴だということ、全員協議会の方ですね、皆様に相談をしたということ、二つの分については、何らいろいろ養寿園の方もですね、異議はないのではないかとこの二つに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） 私も全協の後に、ちょっといろいろ調べたんですが、社会福祉法第六十一条、一項の三というところに、先ほど、浦議員が心配をしているところの関連の条文がございます。

「社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。」というふうに書かれております。ですから、「ちょっと経営的に厳しいよ。」とか、「助けてください。」ということを簡単に言っただけはいけ

というふうには、国の法律で決まっているということでございますので、「よつぽどのことがない限り、それはありません。」という、先ほどの答弁は、この法律に基づくものだと理解をしております。

同じく六十一条の二に、「国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。」というふうには規定をされております。ですから、設立に対しての場合において、こういうふうには町の財産を無償譲渡という形になるので、ある程度、町の意見を入れるようにしたいという考えは私も尤もだと思っておりますが、しかしながら、この法律の中の精神というのは、「公が、社会福祉法人という一つの法人に対して自主性を重んじなければならぬ。」という一項があるということは、我々も認識しておく必要があるかというふうには思いますが、住民課長、如何ですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

今おっしゃたように、社会福祉法人については、非常に県の方でも設立認可から入って、毎年の監査指導、そういったものもしっかりやられることになりますので、かなりハードルが高いのではないかとはいふふうには思っております。

しかし、社会福祉法人と言えども、人が運営するものですから、その辺の、人によるものというのは、いつの時代でもあるかと思しますので、そこはまた否定できないところでもあります。

そういった中では、「監視」と言いますか、『住民の目』でずうっと、その社会福祉法人をしつかり見守って行くということとは必要なことかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 先ほど、立石議員さんの方から言われたとおりですね、一応、原則的にはですね、財産を無償譲渡するわけですから、あまりですね、そこまで考えてですね、今、大改修については町が補助するとかつちゅうことじゃなくて、その経営者がですね、努力するべきだと思います。一応、関与して業務を委託しておるわけじゃないんですから、もう無償譲渡して新しい法人にやっていたただくわけですから、あまりその改修とかですね、補修について、今ここですね、「やりません。」「やらない。」というふうなことじゃなくて、これは小値賀町の老人のためにですね、経営を長く続けてもらわなければならぬわけですから…。

それとですね、あまり関与すべきではないと、町がですね、一応、社会福祉法人が設立して経営している中にですね、あまり関与すべきではないというふうに私は考えます。

その点、如何ですかね？

議長（横山弘藏） 誰に答弁させますか？今の質問は…。

九番（松永勇治） 町長、お願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 結局は養寿園のですね、独立と言いますか、それは尊重をするというのは、前から言っております。

ただ、検討委員会等でですね、「大規模改修等については、町もですね、ちゃんとタッチするように。」というふうに言われておりましたので、皆さんにですね、いろいろ相談しながら、町の方からですね、立ち上げるまでの二・三年間だけは、町の方から一人ですね、理事として、そして公認会計士を雇っていた方がいいんじゃないかということで、文書で出したところがございますが、今までがですね、博仁会の中の一部の養寿園ということで、今度新たに設立ということでございますので、それはですね、一緒にやはりした方が私はいんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 松永 議員

九番（松永勇治） いや、私が申し上げたのはですね、この同意書を審議する中でですね、これは大事なことでございますけれども、大改修とか補修については、民間移譲の検討委員会の中では、「小値賀町は、町民の福祉の確保を第一に考え、施設の著しい老朽化、大規模な改修等により経営環境が著しく悪化などした場合は、適切な助言や指導、助成を行うことを強くを望む。」ということでございますけれども、理事会、評議員会、並びに小値賀の新社会福祉法人設立準備委員会の中です、五月十八日の、小値賀町長、並びに小値賀町議会の連名で、博仁会に対し、新社会福祉法人の設立の要望に際しですね、このことを書いておるわけですよ。

財産については、土地・建物を無償譲渡していただくことは、新社会福祉法人として負担をいただくと考えなければいけないと。それで、つまり、維持・補修から建て替えまでの責任が発することになると。今後は計画を立てて施設の運営に当たることになりますというようなことも、これ明記されておりますのでですね、これは小値賀町の老人のためにですね、大改修とか何とかはそのときに考えるべきであって、一応、無償譲渡した財産においてですね、向こうの責任において運営を

していただくということ、今の現状ではいいんじゃないかと思えます。

それとですね、その運営に当たってですね、あまり関与すべきではないのではいかと、何か問題があればですね、そのときに町からでも話ができるわけですから、で、副町長を入れるとか何とかうちゅうことは、それは話し合いの上ですね、かまいませんけども、あまり関与することは望ましくないんじゃないかということをお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 私の場合、先ほどから言ってますが、「一から十」まで関与するというようなことじゃないんですね。

ただ、養寿園は養寿園として頑張っていたかと。それでお互いですね、これは町民の大切な財産であるし、それで一番困るのが入所者ですね、小値賀町民であるわけですね。

そういうことを考えたときに、小値賀町もですね、あんまりタッチはできないというのは解っておりますが、ただ立ち上げの二・三年間はですね、もちろん、住民課の方ともいろいろ連絡を蜜にしながらやりましょうということですので、何ら関与するとか、立ち入るとか、そういう考えではありません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。 立石 議員

八番（立石隆教） 今回の町長の答弁でございますが、まあ基本的にかなり慎重に考えておられるということはよく理解をいたしますが、それを、その関与かどうかとか、深く関与するか、浅く関与するかについてということより以前に、何でそういう法律の書き方をしているかということは、やっぱり認識しておく必要があると思えます。

それはですね、我々が陥りやすい、ある問題があるからです。それは何かと言うと、この老人福祉についても、社会福祉についても、当初は、平成十二年より以前の場合は、『措置』だったんです。『措置』というのは、小値賀町みたいな自治体が、運営のところまで小値賀町が手を出してですね、そしていろんなことの配慮をしようとした時代が、平成十二年未満であります。ところが、平成十二年から介護保険が入ってきたと、導入されたということによって、『措置』から『介護保険事業』に変わったということになります。

そうすると、役割が明確にされたということ、ということになると、さっきの六十一条は、「それぞれの責任を明確にしなければならぬ。」というのが条文なんです。『それぞれの責任』とはどういうことかと言うと、国の責任と地方公共団体の責任と社会福祉法人の責任というふうな、「責任はそれぞれこういう役割を持つんですよ。」というふうな明確に分け

たというのが、介護保険以降の考え方なんだということでもあります。

以前は、町長等が社会福祉法人の評議員になったり、理事になったりということはしておりました。その時代というのは、実は『措置』の時代であったということでもあります。それは当然です。そういうところまで関与していくんですから…。当然だったと思いますが、介護保険導入後は、自治体は『保険者』になったんですね。そして事業者が、それぞれの法人がやるといふふうになっていったと。

ですから、町としての役割として、しっかりと押さえておかなければならないのは、町の役割はあくまでも『保険者』の考え方であるし、或いは全体的に、社会福祉行政全体をどう考えるかということが町の役割としてある。

そうすると、いちいち具体的に特別養護老人ホームをどう運営するかということまでには、全然タッチをしない方がいい。つまり、そういう役割をもう分化したんだと、分けたんだというのが、この六十一条の考え方だといふふうに私は思っております。

そういう元々の、「関与がどうのこうの」という話になるとですね、何か細かいことがたくさん出てきそうです。それから、そうではなくて、基本的には『法の本質』はそこにあるんだということを理解しておく必要があるのではないかと、これが途中から変わったものですから、勘違いをしやさないで、その辺のところですね、やっぱり無償譲渡について、措置でやっていたときの考え方で言うと、「なぜ、無償譲渡なんかするんだ。町の財産をどうして、そうするんだ。」というような考え方が出てくるのは当然であります。それが介護保険導入後はですね、やはり法人に任せていこうと、地方公共団体の役割はこういう役割ということで、役割を、責任を明確にしよう、どの部分が自治体の責任かということを明確にしよう、で、当然そうなると、社会福祉法人は法人の大きな責任を負うわけですね。それはその法人でしっかりとやってくれという形で、きちんと分かれているということを理解をする必要があるなあと…。

当然、町長はお解かりでその話をされたとは思いますが、そういうふうに私は思っておりますが、見解如何でしょうか。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） その件については、十分と言うよりも、理解しているつもりではございますが、老婆心と言いますか、そういうことで、せっかくですね、施設をですね、無償譲渡ということになった場合に、むやみにというように、結構、町民の方からですね、「それはちょっとあまり早すぎるんじゃないか。」とか、いろいろ言われる方がたくさんおられま

す。

そういうことで、やはり一応、理事の方ですね、一人役場の方から、そして監事は公認会計士を雇って、健全な運営をやってくださいよということと言ってるつもりでございますので、むやみにいろいろと関与するか、そういうことではございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（横山弘藏） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四〇号、小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四〇号、小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意については、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第四〇号、小値賀町特別養護老人ホーム等公有財産の無償譲渡に関する同意については、これに同意することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十一年小値賀町議会第二回臨時会を閉会します。

— 午前 十時 七分 閉会 —